

新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少した被保険者等に係る保険料 減免のご案内

【減免対象となる保険料】

令和2【2020】年2月～9月分の保険料

【保険料減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」)により、**世帯主**が死亡、又は重篤な傷病を負った場合

⇒保険料(2月～9月分)の全額を免除します

②感染症の影響により、**国保組合員**の事業・給与・不動産・山林収入の**いずれか**で収入減少(30%以上)が見込まれる場合

⇒保険料(2月～9月分)の全額または一部を免除します(下表)

2019年に対する減少率	減免割合	免除月数	免除期間
50%以上	4/4(全額)	8カ月	2020年2月～9月
40%以上50%未満	3/4	6カ月	2020年2月～7月
30%以上40%未満	2/4	4カ月	2020年2月～5月

【収入減を確認する月と2020年收入見込み額の算出方法】

2020年の収入を確認する月	2020年の収入見込み額の算出方法
① 2月～7月の任意の2カ月分	2カ月分の収入額 × 6
② 2月～11月の任意の4カ月分 ※8月以降の収入を含む	4カ月分の収入額 × 3

●上記①、②いずれかを選んで申請してください。

●①によってすでに申請済みであり、4カ月・6カ月減免を受けた方が、②によると免除月数が変わる場合は、②で再申請(改めて書類一式の提出が必要です)することができます。この場合、これまでに決定された残りの保険料を還付します(例:6カ月⇒8カ月 8、9月分を還付します)。

④ ご相談・申請の際は、必ず事前に電話予約をお願いいたします

東京土建江戸川支部 ☎03-3655-6448